◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第463号（H30.7.27）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝3件（7月20日～7月26日分）
(1)高速乗合バスの転落事故
(2)法人タクシーの死傷事故
(3)法人タクシーと路面電車の衝突事故
2.トピック
(1)運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～（新着情報）
(2)自動車検査証の有効期間の再伸長について～期間の延長及び対象地域の追加（広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域）～
(3)タクシー事故の更なる削減を目指して！～タクシー事故防止対策検討会を設置し事故削減に効果のある取組を検討～【関東運輸局発】
(4)大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで～平成30年7月豪雨の被害を受けて～
(5)大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～
(6)7月は「バス車内事故防止強化月間」です!【中部運輸局発】
(7)危ない！乗合バスの車内事故を防ごう!!～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】

◇◇
1.重大事故等情報＝3件（7月20日～7月26日分）
(1)高速乗合バスの転落事故
7月24日（火）午後0時35分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く高速乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、道路左側に逸脱し、約1m下の草地に転落した。この事故による負傷者はなし。

(2)法人タクシーの死傷事故
7月22日（日）午前2時00分頃、神奈川県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、当該交差点を青信号で通過した際、

横断歩道を赤信号で渡っていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(3)法人タクシーと路面電車の衝突事故
7月24日（火）午後0時10分頃、広島県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、当該交差点の中央付近で停止後、対向車が途切れたため右折を開始したところ、後方より進行してきた路面電車と衝突した。
この事故による負傷者はなし。

上記3件の死傷者数計：死亡1名、重傷0名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
2.トピック
(1)運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～（新着情報）

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。
これに加え、昨年度から、民間に調査を委託し、一般の利用者として、実際に運行する貸切バスに乗り込んでもらい、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者がいる場合適切に交替しているかなどの法令遵守状況の調査を行っています。今年度においては、調査回数を増やし実施します。
本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000349.html

---

(2)自動車検査証の有効期間の再伸長について～期間の延長及び対象地域の追加（広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域）～
（配信日：H30.7.20）

平成30年7月豪雨の被害に伴い、広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域（＊）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたの

で、お知らせします。

〇対象車両
　広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域（＊）に使用の本拠を有する車両のうち、
　自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのもの

〇措置内容
　自動車検査証の有効期間を8月6日まで伸長

＊広島県：広島市東区、広島市南区、広島市安芸区、広島市安佐北区、呉市、安芸郡坂町、安芸郡熊野町、安芸郡府中町、安芸郡海田町、竹原市、三原市、尾道市、福山市、江田島市、東広島市
＊岡山県：倉敷市、岡山市東区、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町
＊愛媛県：大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000190.html

---

(3)タクシー事故の更なる削減を目指して！～タクシー事故防止対策検討会を設置し事故削減に効果のある取組を検討～【関東運輸局発】
（配信日：H30.7.20）

タクシーの事故については、事故発生件数は減少しているものの、死者数は増減を繰り返しており、「歩行者との事故」や「健康に起因する事故」も後を絶たない状況であるため、平成29年5月、関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課が事務局となり、関東地区ハイヤー・タクシー協議会及び運輸支局の保安担当者を委員とした「タクシー事故防止対策検討会」を設置し、事故防止に効果が期待できる取組を取りまとめました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1807/0719/cs_p180719.pdf

---

(4)大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで～平成30年7月豪雨の被害を受けて～
（配信日：H30.7.13）

国土交通省では、平成30年7月豪雨の被害を受けて、水に浸った自動車ユーザーの方へ、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災を防止するための注

意喚起を行っています。
大雨等による浸水や冠水被害を受けて水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。(外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。)

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000189.html

---

(5)大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～
（配信日：H30.6.29）

国土交通省では、昨年10月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年10月27日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。
今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく「自動車点検基準」(昭和26年運輸省令第70号）を改正し、本年10月より施行します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000184.html

---

(6)7月は「バス車内事故防止強化月間」です!【中部運輸局発】
（配信日：H30.6.29）

バスは走行中、他の交通との衝突事故等を避けるため、やむを得ず急なブレーキ操作をしなければならない場合があり、これによりバスの利用者が転倒し負傷す

るなど車内事故が発生しています。
乗合バス事業者の方々から、転倒により利用者が手首を骨折したり尻もちをついて脊髄を損傷するなど重傷を負う重大事故が絶えず報告されているところです。
このような事故を未然に防止するため、中部運輸局では、日本バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間に合わせて、7月を「バス車内事故防止強化月間」に定め、この強化月間以降、秋頃までの間において、地域のバス協会や乗合バス事業者と連携して、バスの利用者を集めて乗車中の注意点等を呼びかける『車内事故防止教室』を開催することとしています。
乗合バス運転者の方々におかれましては、バス停で乗車した乗客の着席を確認してからバスを発車させるなど安全運行の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、バスの利用者に対しては、チラシの配付や『車内事故防止教室』等を通じて、走行中のバス車内で立った状態でのスマホ等の操作は大変危険であることや、バスが停留所に停止してから席を立つことなど、バスを安全に利用することを徹底していただくよう周知して参ります。
バスの車内事故防止に、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/hoan/basusyanaijikobousikyoukagekkan.pdf

---

(7)危ない！乗合バスの車内事故を防ごう!!～車内事故削減に向けた取組を7月の車内事故防止キャンペーン時に実施～【関東運輸局発】
（配信日：H30.6.29）

公益社団法人日本バス協会が7月に全国で「車内事故防止キャンペーン」を実施します。
キャンペーンに合わせ、関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で設置した乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ参加事業者が車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、当局はその取組を支援します。

〇関東運輸局では、乗合バス事故の削減を目的として、関東地区バス保安対策協議会と合同で乗合バス事故防止検討ワーキンググループ（以下検討WG）を開催し、事故防止対策に取り組んでいます。
〇これまで検討WGで取りまとめた基本動作の確実な実施等、徹底する対策を実施しています。
〇公益社団法人 日本バス協会が実施する「車内事故防止キャンペーン」において、検討WG事業者が高齢者疑似体験キットを活用した運転者教育や安全教室の開催による利用者への啓発等、車内事故防止に向けた取組を重点的に実施し、

車内事故の一層の削減を目指します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1806/0629/cs_p180629_2.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）
＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。
配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）
＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）
・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆